

富山県報

金 曜 日

目次

○令和7年度富山県人事行政の運営等の状況

1

公 告

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山県条例第5号）第6条の規定により、令和7年度における富山県人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

富山県知事 新 田 八 朗

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

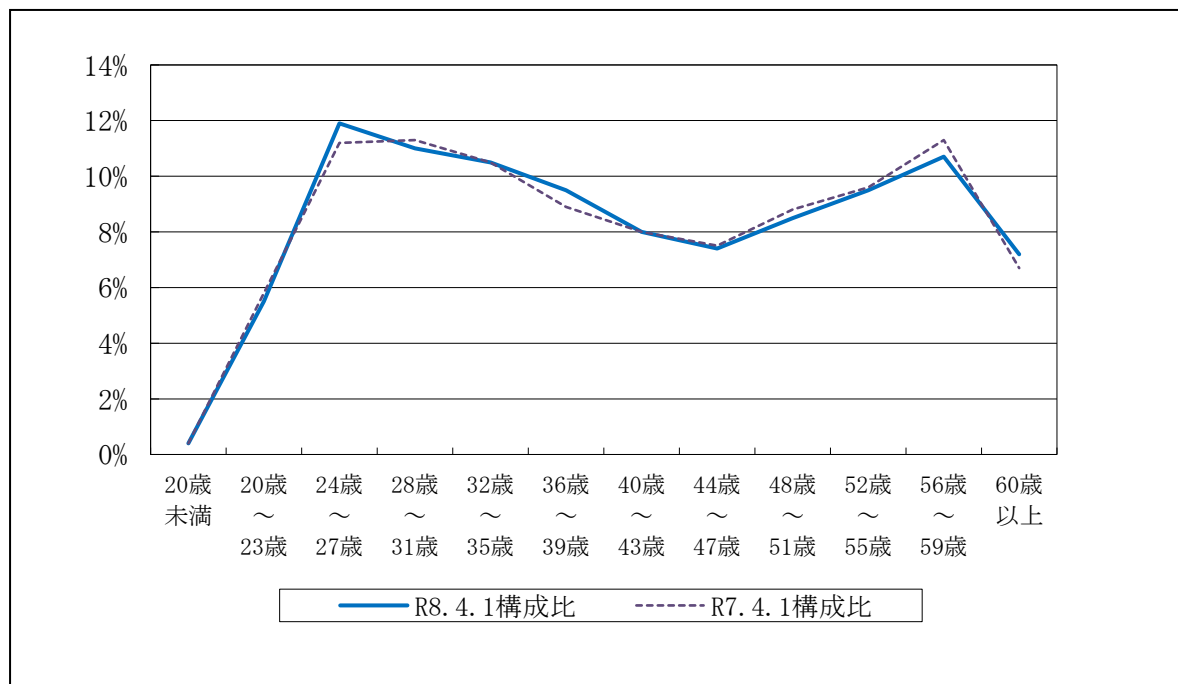
(各年4月1日現在、単位：人)

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和7年	令和8年		
一 般 行 政 部 門	議会・総務・ 企画・税務	738	740	2	
	民生・衛生	775	794	19	・児童心理治療施設等職員数の増
	商工・労働	267	269	2	
	農林水産	737	756	19	
	土 木	707	702	▲5	・空港管理事務所廃止に伴う減
	小 計	3,224	3,261	37	(参考:人口10万人当たり職員数332人)
部 特 門 別 行 政	教 育	8,403	8,363	▲40	・児童数の減による教職員数の減
	警 察	2,238	2,258	20	
	小 計	10,641	10,621	▲20	(参考:人口10万人当たり職員数1,080人)
会 公 計 営 企 業 等	病 院	1,175	1,162	▲13	
	そ の 他	138	141	3	
	小 計	1,313 (82)	1,303 (82)	▲10 (0)	
合 計		15,178 (82)	15,185 (82)	7 (0)	(参考:人口10万人当たり職員数1,544人)

注1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを
含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注2 ()内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）



（令和8年4月1日現在の年齢別職員構成比）

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	63	836	1,800	1,675	1,597	1,447	1,211	1,119	1,287	1,437	1,620	1,092	15,184
比率	0.4%	5.5%	11.9%	11.0%	10.5%	9.5%	8.0%	7.4%	8.5%	9.5%	10.7%	7.2%	100.0%

(3) 定員管理計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員管理計画に基づき、適正な定員管理を行っています。

① 一般行政部門

一般行政部門では、令和7年4月から令和10年4月までの3年間を計画期間とする新たな定員管理計画を策定し、定員（基準：令和7年4月1日〔3,218人〕）を23人増員する見込みであり、新たな行政需要に対しては、事務事業の見直し等により生み出した人員を、必要性を厳選のうえ配置しています。

また、近年の大規模災害による県外被災地等への中長期派遣要員を確保するとともに、平時に技術職員不足傾向にある県内市町村の支援のため、上記とは別に災害派遣枠を設けており、引き続き必要な増員を図ることとしています。

《定員管理計画の進捗状況：一般行政部門》（各年4月1日現在、単位：人）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
定員管理計画 a	3,218	3,254		
増減数	(基準)	+36		
災害派遣枠(累計) b	6	7		
職員数 (a+b)	3,224	3,261		

注 令和8年4月1日現在、基準値から36人増員(内訳：新規需要による増員等10人、欠員解消26人)

② 教育部門

教育部門では、教員を除く職員については、学校現場の多忙化解消の推進を考慮し、定員管理計画を策定し、令和5年4月から3年間で定員(基準：令和5年4月1日〔807人〕)を1名増員することを目指してきた結果、13人の減員となりました。

《定員管理計画の進捗状況：教育部門(教員を除く)》(各年4月1日現在、単位：人)

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	計
職員数	807	807	802	794	
増減数	(基準)	0	▲5	▲8	▲13

③ 警察部門

警察部門では、警察官、鑑識等の専門的業務従事者を除く職員については、県民の安全・安心の基盤となる警察力を維持するための新たな定員管理計画を策定し、令和6年4月から3年間で定員(基準：令和6年4月1日〔129人〕)を維持することを目指しております。

《定員管理計画の進捗状況：警察部門(警察官、専門的業務従事者等を除く)》

(各年4月1日現在、単位：人)

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
職員数	129	129	129	
増減数	(基準)	0	0	

④ 適正化の手法(令和7年度実施内容)

- ア 組織の統廃合 組織再編に伴う見直し等
- イ 事務事業の見直し 業務の効率化等
- ウ 民間委託の推進 民間提案制度の活用等

⑤ 全部門における人員の状況

	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1
定員管理 計画 (a)	3, 187 △ 10	3, 208 21	3, 210 2	3, 211 1	3, 212 1	3, 213 1	3, 218 5	3, 254 36
災害派遣枠 (b)		2	6	6	6	6	6	7
一般行政 部門計 ((a)+(b))		3, 210	3, 216	3, 217	3, 218	3, 219	3, 224	3, 261
特別行政 部門	10, 867 △ 103	10, 901 34	10, 887 △ 14	10, 884 △ 3	10, 835 △ 49	10, 723 △ 112	10, 641 △ 82	10, 621 △ 20
教育 部門	8, 591 △ 81	8, 593 2	8, 588 △ 5	8, 597 9	8, 554 △ 43	8, 462 △ 92	8, 403 △ 59	8, 363 △ 40
警察 部門	2, 276 △ 22	2, 308 32	2, 299 △ 9	2, 287 △ 12	2, 281 △ 6	2, 261 △ 20	2, 238 △ 23	2, 258 20
公営企業等	1, 166 3	1, 181 15	1, 217 36	1, 238 21	1, 281 43	1, 307 26	1, 313 6	1, 303 △ 10
合 計	15, 220 △ 110	15, 292 72	15, 320 28	15, 339 19	15, 334 △ 5	15, 249 △ 85	15, 178 △ 71	15, 185 7

注 各項目の下段は対前年度増減数です。

(4) 採用の状況（令和 7 年度）

- ① 知事部局等 289 人採用（競争試験：146 人、選考：143 人）

※令和 6 年度 287 人採用（競争試験：149 人、選考：138 人）

- ② 教育委員会 383 人採用（競争試験：18 人、選考：365 人）

※令和 6 年度 248 人採用（競争試験：15 人、選考：233 人）

- ③ 警察本部 67 人採用（競争試験：66 人、選考：1 人）

※令和 6 年度 86 人採用（競争試験：83 人、選考：3 人）

注 1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注 2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況（令和 7 年度）

- ① 知事部局等

ア 一般職員 378 人（部長：12 人、次長：26 人、室長：31 人、
課長：92 人、課長補佐：87 人、係長：130 人）

- ② 教育委員会

ア 一般職員 52 人（部長：1 人、次長：1 人、室長：2 人、

課長：9人、課長補佐：24人、係長：15人)

イ 教員 156人(校長:71人、教頭:85人)

③ 警察本部

ア 一般職員 12人(課長：1人、管理官：1人、課長補佐：4人、
係長：6人)

イ 警察官 42人(警視：10人、警部：12人、警部補：20人)

注 ()内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況(令和7年度)

① 知事部局等 189人退職(※令和6年度 243人退職)

② 教育委員会 219人退職(※令和6年度 514人退職)

③ 警察本部 104人退職(※令和6年度 126人退職)

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
R7年度	998,580	599,259,154	1,511,416	126,591,020	21.1
R6年度	1,008,536	589,846,555	1,551,655	130,470,043	22.1

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・
議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

注3 住民基本台帳人口は、各年1月1日時点での人口です。

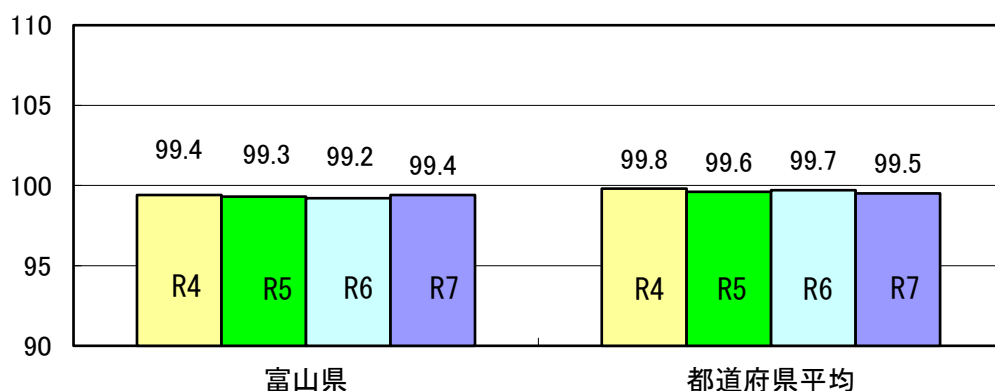
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R7年度	13,872	61,831,967	11,407,843	25,083,504	98,323,314	7,088
R6年度	13,855	60,278,985	11,210,688	24,312,913	95,802,586	6,915

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

(4) 一般行政職の給料表の状況（令和8年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
最高号給の給料月額	268,300	316,800	364,200	396,500	409,000	427,000	463,000	501,500	555,300	596,000

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	42歳7月	339,200円	415,500円
R7年4月1日現在	42歳10月	329,500円	403,400円

注1 平均給料月額とは、令和8年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。
(以下同様です。)

注2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	60 歳 2 月	257,200 円	280,600 円
R7 年 4 月 1 日現在	55 歳 5 月	265,200 円	285,700 円
うち運転手	63 歳 0 月	235,400 円	251,300 円
R7 年 4 月 1 日現在	62 歳 0 月	227,500 円	242,700 円
うち用務員	55 歳 4 月	303,500 円	323,300 円
R7 年 4 月 1 日現在	54 歳 4 月	293,800 円	322,800 円

注 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い2つの職種を選んで記載してあるものです。

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44 歳 7 月	386,600 円	434,200 円
R7 年 4 月 1 日現在	44 歳 11 月	372,600 円	417,000 円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	41 歳 4 月	377,800 円	414,000 円
R7 年 4 月 1 日現在	41 歳 4 月	362,200 円	395,900 円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	38 歳 8 月	348,300 円	463,600 円
R7 年 4 月 1 日現在	38 歳 7 月	336,600 円	444,100 円

(6) 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	237,600 円	232,000 円
	高校卒	206,700 円	200,300 円
技 能 労 務 職	高校卒	198,200 円	—
	中学卒	198,200 円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	265,400 円	—
	短大卒	244,000 円	—
小・中 学 校 教 育 職	大学卒	265,400 円	—
	短大卒	248,500 円	—
警 察 職	大学卒	271,600 円	269,200 円
	高校卒	239,900 円	230,400 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和8年4月1日現在）

区分 \ 経験年数		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
一 般 行 政 職	大学卒	310,700 円	352,400 円	390,300 円
	高校卒	276,200 円	310,500 円	331,400 円
技 能 労 務 職	高校卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	366,800 円	397,100 円	422,600 円
	短大卒	該当者無し	該当者無し	402,900 円
小・中 学 校 教 育 職	大学卒	371,400 円	400,100 円	423,400 円
	短大卒	該当者無し	該当者無し	390,000 円
警 察 職	大学卒	325,000 円	363,400 円	402,100 円
	高校卒	307,900 円	333,900 円	377,600 円

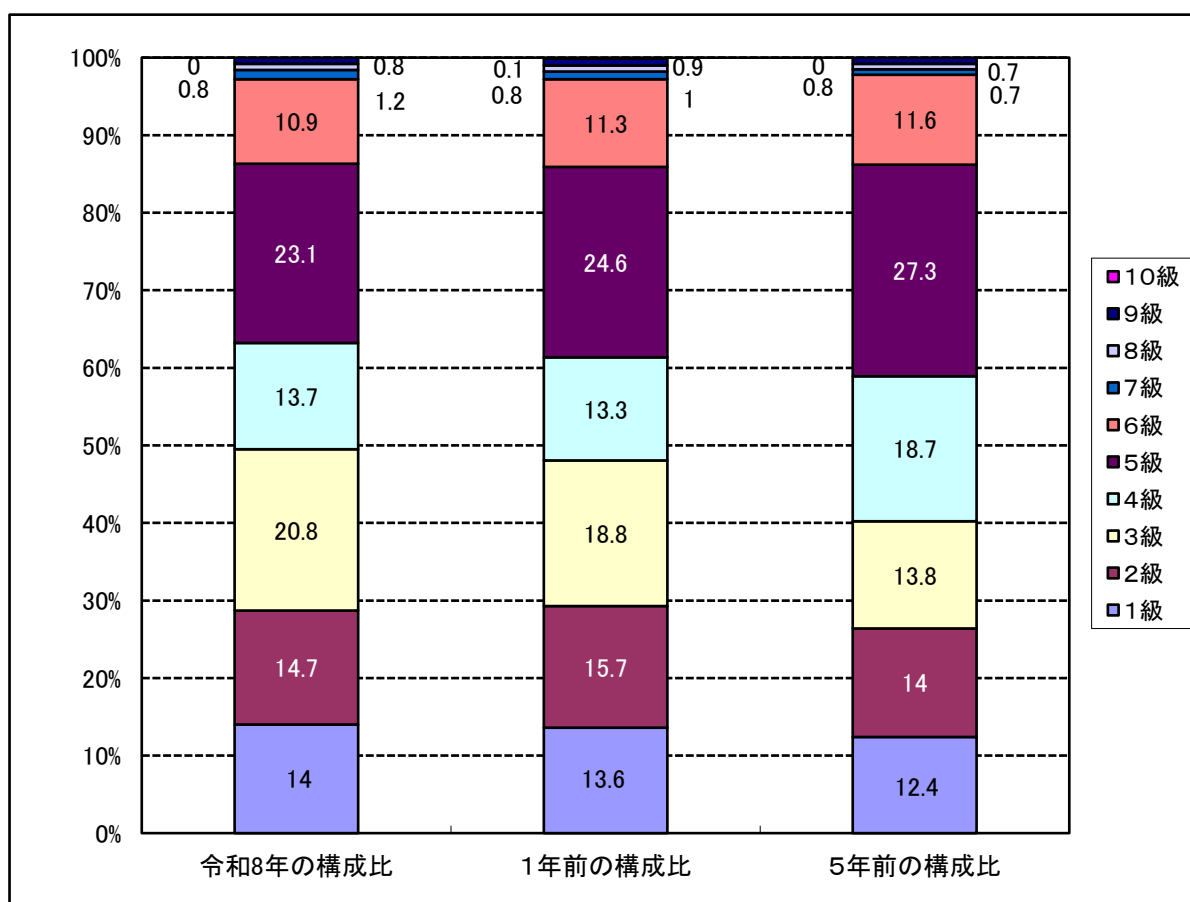
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（令和8年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	448	14.0	13.6	12.4
2級	主事、技師	468	14.7	15.7	14.0
3級	係長、主任	663	20.8	18.8	13.8
4級	係長、主任	438	13.7	13.3	18.7
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	737	23.1	24.6	27.3
6級	本庁の課長、出先機関の長	349	10.9	11.3	11.6
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	39	1.2	1.0	0.7
8級	本庁の次長	24	0.8	0.8	0.7
9級	本庁の部長	26	0.8	0.9	0.8
10級	本庁の部長	1	0.0	0.1	0.0

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前1年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～8号給）を決定。

令和8年1月1日の昇給において、行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している職員、1月1日付けで採用になったなどの理由により昇給しない職員又は育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた1年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2,520名中、上位区分（1～8号給）に決定された者が781名（31.0%）、標準区分（0～4号給）に決定された者が1,727名（68.6%）、下位区分（0～2号）に決定された者が12名（0.5%）であった。

※「〇～〇号給」となっているのは、55歳以上の職員は標準区分（0号給）、上位区分（1～2号給）であるため。

(10) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1人当たり平均支給額（R7年度） 1,759千円	—
（R7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 （1.425）月分 （1.025）月分	（R7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 （1.425）月分 （1.025）月分
（加算措置の状況） 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

注 （ ）内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果（6月支給分は前年度後期（10～3月）、12月支給分は当年度前期（4～9月）の結果を用いる）及び勤勉手当支給前6月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～144.75/100）を決定。

令和8年6月の勤勉手当において、行政職（知事部局）の職員2,962名中、上位区分（112.25/100～144.75/100）に決定された者が953名（32.2%）、標準区分（104.75/100～134.75/100）に決定された者が1,998名（67.5%）、下位区分（0/100～106.25/100）に決定された者が11名（0.4%）であった。

※「○/100～○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。

② 退職手当（令和8年4月1日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	定年	支給率	自己都合	応募認定・ 定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 (勤続43年以上)	47.709 月分 (勤続35年以上)	最高限度額	47.709 月分 (勤続43年以上)	47.709 月分 (勤続35年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)		
	自己都合	その他			
1人当たり 平均支給額	3,091 千円	23,273 千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 7 年度決算）			1,307,601 千円
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（令和 7 年度決算）			86,942 円
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	26 人	20%	20%
大阪市	3 人	16%	16%
名古屋市	2 人	13%	13%
金沢市	3 人	4 %	4 %
富山市	7,878 人	3 %	4 %
舟橋村	27 人	1 %	1 %
上記以外の県内市町村	6,673 人	1 %	0 %
医師	250 人	16%	16%
総計・平均支給率 （注）	14,862 人	2.35%	2.43%

注 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと
仮定した場合の加重平均の支給率です。

④ 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）		1,244,809千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（令和7年度決算）		202,783円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度） 注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		39.9% (6.5%)	
手当の種類（手当数）		28種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額 740円以内
指導訓練手当	消防学校に勤務する職員	消防学校の実技訓練	日額 450円
社会福祉業務手当	厚生センター、障害者相談センター等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額20,000円以内又は日額 500円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額の 100分の16以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額17,420円以内又は給料月額の 100分の 8 以内
医療業務手当	本庁、厚生センター等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額80,000円以内又は勤務1回につき 9,000円以内又は勤務1時間につき 2,100円
看護職員等処遇改善手当	中央病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師及び准看護師を補助する職員		月額12,000円以内
夜間看護手当	中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後10時から午前5時までの看護等の業務	勤務1回につき 7,300円以内、通勤距離により 1,140円以内の額を加算

輪番日夜間 医療技術業 務手当	中央病院の薬剤師、診療放射 線技師、臨床検査技師、臨床 工学技士	中央病院の輪番日の午後10時 から翌日の午前5時までの間 に行う医療技術業務	勤務1回につき 7,300円 以内、通勤距離により 1,140円以内の額を加算
精神保健業 務手当	厚生センター、心の健康セン ター等に勤務する職員	精神障害者の相談指導、護送 等	日額 300円
野犬捕獲手 当	厚生部生活衛生課又は厚生セ ンターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450円
有害毒物等 取扱手当	研究所等に勤務する職員	・ 毒劇物を使用した研究 ・ 病理細菌の試験検査 ・ 汚水施設等を有する工場等 の立入検査等	日額 300円
放射線等取 扱手当	厚生センター、研究所等に勤 務する職員	放射線を照射する作業	日額 740円以内
感染症等防 疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300円
	従事職員	特定新型インフルエンザ等か ら県民の生命及び健康を保護 するために行われた措置に係 る作業	日額 4,000円以内
と畜検査等 手当	食肉検査所に勤務すると畜検 査員等	・ 獣畜のと殺・解体 ・ 死亡家畜の解体検査等	業務により給料月額 の100分の10以内又は日額 1,200円以内
麻薬取締手 当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820円
職業訓練手 当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額の 100分の 8
家畜保健衛 生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣 医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診 断等	月額18,000円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林 水産総合技術センター等に勤 務する職員	・ 漁業取締、水産試験調査 ・ 渡船の運航 ・ ひき船作業	業務により日額 810円以 内又は月額 6,600円
船員等作業 手当	農林水産総合技術センターに 勤務する職員	宿泊を伴う航海中における船 長業務、船舶の運航業務、主 機関の運転業務、船上作業に 付随する庶務関係業務、無線 通信業務、乗組員の医療業務 等	日額1,090円以内

特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 670円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額 1,000円以内
特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額 300円等
高圧ガス等検査手当	計量検定所、消防課に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入検査	日額 300円
警察職員業務手当	地方警察職員	・ 山岳遭難者救助作業 ・ 銃器犯罪捜査作業 等	日額 2,000円等
教員特殊業務手当	教育職員	・ 非常災害時における児童の保護等 ・ 週休日の部活動での指導等	日額16,000円以内
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業1時間 1,070円
道路補修手当	土木センターに勤務する単純労務職員	道路補修業務	日額 270円

⑤ 時間外勤務手当

	支 給 実 績	職員 1 人当たり平均支給年額
令和 7 年度決算	3,649,174 千円	486 千円
令和 6 年度決算	3,662,259 千円	490 千円

⑥ その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R7年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (R7年度決算)
扶養手当	(1)扶養親族1人につき行政職給料表7級以下は6,500円 行政職給料表8級は3,500円 ただし、子は13,000円 (2)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	異	○国の制度 (1)同じ (2)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	千円 1,267,571	円 283,193
住居手当	借家等 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + (家賃 - 23,000円) / 2$ (最高限度額 28,000円)	異	○国の制度 (1)家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 (2)家賃27,000円を超える場合 $11,000円 + (家賃 - 27,000円) / 2$ (最高限度額28,000円)	千円 795,447	円 303,143
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり150,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～62,940円 (3)駐車料金 駐車料金－3,000円 (上限3,000円)	異	○国の制度 (1)同じ (2)距離段階区分に応じ 2,000円～66,400円 (3)上限5,000円	千円 1,449,964	円 110,972
第一種 初任給 調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 620,846	円 2,193,801

	(1)医師・歯科医師 採用後35年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給（最高支給月額310,000円） (2)獣医師 採用後20年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給（最高支給月額60,000円）				
第二種 初任給 調整手当	給料月額と地域手当の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（特定額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（基準額）を下回る職員に対し支給 基準額と特定額との差額を月額に換算した額	同		千円 0	円 0
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円＋加算額（※） ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100km以上の場合に8,000～70,000円を加算	同		千円 50,747	円 465,565
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて146,400円以内を支給	同		千円 1,029,870	円 738,258
休日勤務 手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	異	1時間当たりの給与額の算定に、寒冷地手当、特 地勤務手当・へき地手当、 月額の特種勤務手当、農 林漁業普及指導手当を含 める。	千円 502,472	円 66,898
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数			千円 255,514	円 34,019
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給	同		千円 567,548	円 342,516

	・庁舎・設備の保全等 7,100円 ・福祉施設等における管理監督 7,700円 ・医療当直看護師等7,200円 医師 22,500円				
管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 (2)管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に支給 6時間以下2,000～6,000円 6時間超 3,000～9,000円	同		千円 138	円 138,000
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額19,800円 扶養親族無 月額11,400円 ・その他の職員月額8,200円	同		千円 16,952	円 70,048
特勤勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 3級地 12% 2級地 8% 4級地 16%	同		千円 12,461	円 1,038,393
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援諸学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000～8,000円を支給			千円 476,681	円 62,589
定時制通信教育手当	定時制・通信制教育に従事する教育職員に給料の6%（管理職手当受給職員は4%）を支給			千円 50,302	円 221,593
産業教育手当	実習を伴う農業・水産・工業に関する科目を主として担任する教育職員に給料の6%を支給			千円 75,045	円 296,622
へき地手当	山間地等に所在する学校に勤務する教育職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて			千円 37,549	円 399,455

	得た額を支給 1 級地 8 % 4 級地 20 % 2 級地 12 % 5 級地 25 % 3 級地 16 % 準ずる地域 4 %			
農林漁業 普及指導 手当	普及指導員が普及指導業務に従 事したときに、級に応じて 8,500 ～14,500 円を支給 ただし、管理職は支給対象外		千円 16,673	円 179,275

(11) 特別職の報酬等の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1,300,000 円		
	副知事	1,020,000 円		
報 酬	議 長	910,000 円		
	副議長	860,000 円		
	議 員	780,000 円		
期 末 手 当	知 事	(R7 年度支給割合)		
	副知事	3.50 月分		
	議 長	(R7 年度支給割合)		
	副議長	3.50 月分		
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	知 事	130 万円×在職月数×0.53	33,072 千円	(任期毎又は 退職時)
	副知事	102 万円×在職月数×0.4	19,584 千円	

注 退職手当の 1 期の手当額は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に
 基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

令和 8 年 4 月 1 日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤 務 時 間	8 : 30～17 : 15
休 憩 時 間	12 : 00～13 : 00

注 1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申出により、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

(2) 休暇の取得状況

職員の休暇制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や、育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

区分		休暇期間	令和 7 年度の取得状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
年次休暇		20日（1年あたり）	平均 12.9日	平均 13.1日	平均 12.9日
特別 休 暇	夏期休暇	5日以内（1年あたり）	平均 4.8日	平均 4.9日	平均 5.0日
	地域貢献活動 休暇	5日以内（1年あたり）	取得者 60人	取得者	取得者 38人
	育児参加休暇	8日以内（1年あたり）	取得者 88人	取得者 175人	取得者 79人
	家族看護休暇	5日以内（1年あたり）	取得者 1,011人	取得者2,621人	取得者 443人
	短期介護休暇	5日以内（1年あたり）	取得者 73人	取得者 158人	取得者 24人
	育児時間	1日2回、1日を通 じて90分以内	取得者 218人	取得者 341人	取得者 55人
病気休暇		原則90日以内	取得者 180人	取得者 565人	取得者 62人
介護休暇		6月以内	取得者 1人	取得者 5人	取得者 3人

注 1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、家族看護休暇、短期介護休暇、育児時間については、令和 7 年（R7. 1. 1～R7. 12. 31）の取得状況を記載しています。

注 2 病気休暇、介護休暇の取得者数は、令和 7 年度中に休暇を開始した者の人数を計上しています。

4 職員の休業の状況

職員の休業制度については、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例、規則や自己啓発等休業に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休業期間等	令和7年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
育児休業	子が3歳（会計年度任用職員においては原則1歳）に達する日までの期間	取得者 163人 （12人） 内男性 72人 （2人） 内女性 91人 （10人）	取得者 322人 内男性 92人 内女性 230人	取得者 133人 内男性 101人 内女性 32人
令和6年度に子が出生した職員の数		男性 103人 女性 91人	男性 160人 女性 230人	男性 99人 女性 26人
自己啓発等休業	大学等への修学や国際貢献活動へ参加する場合において、3年を超えない期間	取得者 一人	取得者 4人	取得者 一人
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合において、3年を超えない期間	取得者 1人	取得者 4人	取得者 1人
育児部分休業・子育て支援部分休暇	子が小学校3年生（会計年度任用職員においては3歳）までの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内	取得者 53人	取得者 58人	取得者 9人
修学部分休業	大学等において修学する場合に2年を超えない期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人
高齢者部分休業	55歳（医師及び歯科医師については60歳）に達した日以後の日から定年退職日までの期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 1人	取得者 一人	取得者 一人

注1 取得者数は、令和7年度中に休業を開始した者の人数を計上しています。

注2 （）内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外数です。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和 7 年度の方限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	免職	休職	降任	降給	合 計
知事部局等	一人	53 人	一人	一人	53 人
教育委員会	1 人	65 人	一人	一人	66 人
警察本部	一人	17 人	一人	一人	17 人
合 計	1 人	135 人	一人	一人	136 人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

令和 7 年度の方懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合 計
知事部局等	一人	一人	1 人	2 人	3 人
教育委員会	一人	2 人	2 人	2 人	6 人
警察本部	一人	2 人	一人	1 人	3 人
合 計	一人	4 人	3 人	5 人	12 人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

6 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

令和 7 年度の方職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	一件	72 件	一件
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	一件	一件	一件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	34 件	10 件	一件
当該地方公共団体の特別職としての地位を兼ね、その職に属する事務を行う場合	8 件	一件	一件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	22 件	一件	一件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	391 件	65 件	26 件

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	11 件	一件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	4 件	35 件	7 件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	25 件	一件	一件
船舶職の職員が、船舶免許の更新手続き等のため、公務に支障のない範囲において勤務しないこと	一件	一件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	一件	一件	一件
研究職の職員が、業務上必要な資格を取得するために講習の受講又は試験を受験する場合に、公務に支障のない範囲内において勤務しないこと	一件	一件	一件
能登半島地震による職専免	一件	一件	一件
合 計	495 件	182 件	33 件

注 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

令和7年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	86 件	36 件	27 件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	一件	1,582 件	一件

注1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第17条）

7 職員の人事評価の状況

(1) 知事部局等

① 能力評価の状況

ア 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等 2 名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の 5 段階評定で総合判定を行います。

イ 評価時期

評価は前年の 8 月 1 日から 7 月 31 日までの 1 年間を対象に実施します。

② 業績評価の状況

業績評価については、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に、各年度の 4 月から 9 月まで及び 10 月から 3 月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

会計年度任用職員については、任期の始期～終期までを評価期間とし、年度単位で実施しています。原則、被評価者が所属する最小単位の長による 1 段階評価とし、被評価者の自己評価や面談結果等を基に評価しています。

(2) 教育委員会

① 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等 2 名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の 5 段階評定で総合判定を行います。

② 評定時期

評定は前年の 11 月 1 日から 10 月 31 日までの 1 年間を対象にします。

(3) 警察本部

① 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等 2 名が別々に、その職員の能力評価及び業績評価の結果を基に

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合評価を行います。

ア 能力評価

倫理、方策の立案、判断、説明・調整、業務運営、組織統率・人材育成、事案対応、部下の育成・活用、協調性、報告・連絡、業務遂行、知識・技術、コミュニケーションの評価項目ごとにAからEの5段階で評価を行います。

イ 業績評価

目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に職務の目標達成度や目標以外への業務の取組状況をAからEの5段階で評価を行います。

② 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

8 職員の退職管理の状況

令和7年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

	退職者数	再就職者数				
			県（特別職・再任用・嘱託等）	県出資法人（50%以上）	民間企業	市町村、その他の団体
知事部局等	45 人	36 人	9 人	12 人	5 人	10 人
教育委員会	28 人	23 人	9 人	0 人	3 人	11 人
警察本部	10 人	9 人	－ 人	－ 人	6 人	3 人
合計	83 人	68 人	18 人	12 人	14 人	24 人

※退職者数は、定年・事務都合により退職した課長級以上の退職者の数です。

9 職員の研修の状況

令和 7 年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

(1) 知事部局等

研 修 名		延べ開講日数	修了者数
繰返し研修		31 日	1,477 人
	新任所属長研修	2 日	63 人
	新任所属長代理研修	3 日	56 人
	新任係長研修	5 日	115 人
	職員 3 年目研修	2 日	158 人
	新任職員研修	12 日	646 人
	ステップ 1 研修 (34 歳)	1 日	96 人
	ステップ 2 研修 (40 歳)	1 日	58 人
	ステップ 3 研修 (46 歳)	1 日	57 人
	ステップ 4 研修 (55 歳)	1 日	135 人
	ステップ 5 研修 (60 歳)	2 日	63 人
	臨時的任用職員等研修	1 日	30 人
単位制研修		89 日	1,404 人
	課長クラス向け研修	3 日	68 人
	課長補佐クラス研修	5 日	141 人
	係長クラス研修	6 日	163 人
	主任クラス向け研修	37 日	401 人
	主事・技師クラス向け研修	38 日	631 人
キャリア開発研修		20 日	1,162 人
	管理者研修	3 日	141 人
	管理者向け e ラーニング研修	—	209 人
	働きやすい職場環境づくり促進 e ラーニング研修	—	235 人
	ナレッジ研修	4 日	107 人
	仕事・子育て両立支援研修	1 日	15 人
	事務職員法務研修	4 日	157 人
	その他	8 日	298 人
市町村とのワンチーム研修		4 日	48 人
	民間から学ぶチャレンジ講座	4 日	48 人
合 計		144 日	4,091 人

注 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

(2) 教育委員会

研 修 名				開講日数	受講者数
基 本 研 修	年 次 研 修	若手教員研修	初任者研修	15 日	253 人
			2 年次教員研修	3 日	152 人
			3 年次教員研修	2 日	205 人
		新規採用教職員研修会	幼稚園教諭	8 日	32 人
			養護教諭	13 日	2 人
			学校栄養教諭	12 日	1 人
		6 年次教職員研修会		4 日	210 人
		中堅教諭等資質向上研修		1 ～ 13 日	932 人
		16 年次教職員研修		18時間程度	166 人
		小・中学校校長研修会		1 日	245 人
		小・中学校初任校長研修会		4 日	39 人
		県立学校校長研修会		1 日	60 人
		県立学校初任校長研修会		1 日	18 人
		小中県立学校 3 年次校長研修会		1 日	39 人
		「目標達成度による教員評価」の面談者研修		1 日	88 人
		校長・教頭倫理指導研修会		1 日	145 人
		園長等運営管理協議会		2 日	83 人
		小・中学校教頭研修会		1 日	273 人
		小・中学校初任教頭研修会		3 日	45 人
		県立学校教頭研修会 A		1 日	45 人
		県立学校教頭研修会 B		1 日	21 人
		県立学校事務(部)長研修会		1 日	52 人
	管理職 研修	県立学校教頭研修会		1 日	118 人
	職 務 研 修	新任教務主任研修会 (小中)		2 日	53 人
		新任教務主任研修会 (県立)		2 日	21 人
		県立学校等教務主任研修会		1 日	70 人
		生徒指導主事研修会	小中	188 人	189 人
			県立	63 人	55 人
		校内研修活性化研修会		3 日	18 人
		特別支援学級等新任担当教員研修会		5 日	114 人
		新任保健主事研修会		1 日	89 人
		給食主任研修会		1 日	62 人
		養護教諭研修会		2 日	656 人
		栄養教諭・学校栄養職員研修会		1 日	103 人
		学校給食指導者研修会		1 日	64 人
		衛生管理研修会		1 日	65 人
		学校事務職員初任研修会		1 日	23 人

	県立学校校務助手等研修会	1 日	52 人
理科	理科教育講座	8 日	65 人
	高等学校理科実験実技研修会	2 日	31 人
英語	英語教員研修会	2 日	32 人
体育	小学校体育実技指導者講習会	2 日	120 人
	中・高等学校体育実技指導者講習会	1 日	58 人
	水泳指導者講習会	1 日	39 人
	集団登山引率者講習会	2 日	14 人
産業	産業教育新技術等講習会	1 日	101 人
教育課程	幼児教育研究協議会	1 日	102 人
	小学校教育課程研修会	オンデマンド	1, 002 人
	中学校教育課程研修会	オンデマンド	609 人
	高等学校教育課程講習会	1 日	68 人
	特別支援学校教育課程研究協議会	1 日	166 人
生徒指導	生徒指導セミナー	4 日	306 人
	学校カウンセリング講座	8 日	108 人
	児童生徒支援に向けた保護者との関係づくり研修会	1 日	131 人
進路指導	中・高進路指導研修会	4 日	301 人
情報教育	プログラミング研修会	2 日	32 人
	校務のための P C 活用研修会	2 日	25 人
	授業における I C T 活用研修会	9 日	254 人
	児童・生徒の情報活用能力育成研修会	1 日	27 人
	デジタル・シティズンシップ教育研修会	1 日	13 人
特別支援教育	特別支援教育講座	4 日	178 人
	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	2 日	48 人
	発達障害教育研修会	1 日	46 人
	学校で取り組む特別支援教育研修会	1 日	32 人
	特別支援学校に学ぶ体験型研修会	3 日	106 人
	特別支援学校障害種別研修	47 日	1, 927 人
	小中学校等特別支援教育コーディネーターリーダー研修会	2 日	66 人
図書館教育	図書館教育講習会	1 日	114 人
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	4 日	39 人
学校経営	小中学校経営研修会	2 日	50 人
	県立学校経営研修会	3 日	30 人
キャリア教育 保育	キャリア教育指導者養成研修	4 日	103 人
	保育技術協議会	2 日	47 人

(3) 警察本部

研修機関		課 程 名	開講日数	修了者数
警察大学校		警察運営科	16日～17日	3人
	任用科	警部任用科本課程（48歳未満）	58日～62日	13人
		課長補佐（50歳未満の一般職員）	12日	1人
		教官養成科	30日～33日	4人
		専科	4日～12日	30人
		研究科	0日	2人
	国際警察センター	語学研修科・専科	30日～296日	4人
	サイバーセキュリティ 対策研究・研修センター	サイバー捜査研修科	12日～25日	3人
管区警察 学校	任用科	警部補（46歳未満）	40日～44日	30人
		巡査部長（41歳未満）	31日～36日	50人
		係長（46歳未満の一般職員）	12日	6人
		主任（41歳未満の一般職員）	12日	5人
		専科	4日～29日	49人
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	222日～306日	50人
		新規採用の一般職員	19日	14人
		初任補修科	58日～79日	58人
	任用科	警部補（46歳以上、育児・介護等の理由）	12日	7人
		巡査部長（41歳以上、育児・介護等の理由）	12日	8人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	12日～19日	58人
		専科	5日～15日	174人
科学警察研究所内 法科学研修所		鑑定技術職員専攻科・養成科・現任 科	3日～51日	5人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、令和7年度の状況は次のとおりです。

区分	主 な 項 目	対 象 者 等	実 施 状 況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健 康 管 理	定期健康診断 人間ドック 特別健康診断	全職員 指定年齢の職員等 有害業務従事者等	3,944 人 1,608 人 1,527 人	3,247 人 3,236 人 —	1,302 人 914 人 1,531 人
	健康相談	希望職員	1,175 人	健康管理医配置 52校 心の健康管理医 4人委嘱	1,176 人
	健康教室	指定年齢の職員、希望 者、要観察者等	—	—	2,554 人
そ の 他	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	116 人	409 人	154 人
福利厚生事業に係る決算額			千円 145,661	千円 187,414	千円 76,201
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 469	千円 —

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、令和7年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区 分		主 な 内 容	給 付 の 状 況					
			地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
法定給付	保健給付	医療の給付 高額療養費 出産費	件 126,891	千円 1,702,102	件 227,586	千円 2,714,184	件 63,085	千円 769,957
	休業給付	傷病手当金 育児休業手当金	1,607	276,505	3,283	577,374	643	92,582
	災害給付	災害見舞金	2	410	9	1,850	1	320
附加給付等		出産費附加金 一部負担金払戻金	1,225	40,714	2,664	92,271	512	19,703
計			129,725	2,019,731	233,542	3,385,679	64,241	882,562

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

令和7年度の公務災害補償制度の認定状況は、次の表のとおりです。

区分	知事部局等	教育委員会	警察本部
公務災害認定	71 件	134 件	47 件
通勤災害認定	9 件	2 件	2 件

11 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

① 採用試験の実施結果

令 和 7 年 度 県 職 員 ・ 警 察 官 採 用 試 験 実 施 状 況

	採用 予定 人員 (a)	申込 者数 (b)	申込 倍率 (b/a)	第 一 次 試 験				第 二 次 試 験				最終 競争 倍率 (c/f)	女性合格者		試験日
				受 験 者 数 (c)	受 験 率 (c/b)	合 格 者 数 (d)	競 争 倍 率 (c/d)	受 験 者 数 (e)	受 験 率 (e/d)	合 格 者 数 (f)			人 数 (g)	比 率 (g/f)	
上 級	総合行政(デジタル)(先行実施枠)	若	7	3.5倍	4	57.1%	4	1.0倍	4	100.0%	1	4.0倍	0	0.0%	(第一次) 4月13日 (第二次) 5月19～22日
	農 業 (先行実施枠)	5	20	4.0倍	17	85.0%	14	1.2倍	14	100.0%	11	1.5倍	5	45.5%	
	林 業 (先行実施枠)	若	11	5.5倍	10	90.9%	6	1.7倍	6	100.0%	5	2.0倍	1	20.0%	
	総合土木(先行実施枠)	20	35	1.8倍	34	97.1%	34	1.0倍	30	88.2%	25	1.4倍	7	28.0%	
	上級(先行実施枠)小計	29	73	2.5倍	65	89.0%	58	1.1倍	54	93.1%	42	1.5倍	13	31.0%	
	総 合 行 政	50	185	3.7倍	151	81.6%	120	1.3倍	104	86.7%	66	2.3倍	40	60.6%	(第一次) 6月15日 (第二次) 7月10、11日、 24、25日、 28～31日、8月1日
	総合行政(デジタル)	5	5	1.0倍	4	80.0%	2	2.0倍	2	100.0%	0	—	—	—	
	警 察 事 務	6	22	3.7倍	12	54.5%	9	1.3倍	6	66.7%	6	2.0倍	6	100.0%	
	心 理 学	5	18	3.6倍	15	83.3%	13	1.2倍	13	100.0%	7	2.1倍	4	57.1%	
	社 会 福 祉	10	22	2.2倍	21	95.5%	20	1.1倍	20	100.0%	17	1.2倍	14	82.4%	
	環 境 学	2	5	2.5倍	4	80.0%	4	1.0倍	4	100.0%	4	1.0倍	4	100.0%	
	管 理 学 養 士	1	10	10.0倍	7	70.0%	5	1.4倍	4	80.0%	1	7.0倍	1	100.0%	
	工 業 研 究 (機 械)	1	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	0	0.0%	
	工 業 研 究 (化 学)	1	2	2.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	1	50.0%	1	2.0倍	0	0.0%	
	工 業 研 究 (電 気 電 子)	1	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	0	—	—	—	
	農 業	10	15	1.5倍	7	46.7%	4	1.8倍	4	100.0%	3	2.3倍	2	66.7%	
	林 業	5	13	2.6倍	9	69.2%	5	1.8倍	4	80.0%	2	4.5倍	2	100.0%	
	水 産	1	5	5.0倍	4	80.0%	4	1.0倍	4	100.0%	1	4.0倍	0	0.0%	
	総 合 土 木	10	24	2.4倍	5	20.8%	4	1.3倍	4	100.0%	4	1.3倍	0	0.0%	
	建 築	5	8	1.6倍	7	87.5%	7	1.0倍	7	100.0%	3	2.3倍	0	0.0%	
	機 械	1	1	1.0倍	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電 気	1	5	5.0倍	4	80.0%	4	1.0倍	3	75.0%	3	1.3倍	0	0.0%	
	上 級 小 計	115	342	3.0倍	254	74.3%	205	1.2倍	182	88.8%	119	2.1倍	73	61.3%	
初 級	工業研究(電気電子)(特別募集)	若	2	1.0倍	1	50.0%	1	1.0倍	1	100.0%	0	—	—	—	(第一次) 10月19日 (第二次) 11月25日
	農 業 (特別募集)	5	6	1.2倍	4	66.7%	4	1.0倍	3	75.0%	1	4.0倍	0	0.0%	
	総合土木(特別募集)	若	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建 築 (特別募集)	3	1	0.3倍	1	100.0%	1	1.0倍	0	0.0%	—	—	—	—	
	機 械 (特別募集)	若	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	上級(特別募集)小計	14	9	0.6倍	6	66.7%	6	1.0倍	4	66.7%	1	6.0倍	0	0.0%	(第一次) 9月28日 (第二次) 10月16、23、24、27日
	計	158	424	2.7倍	325	76.7%	269	1.2倍	240	89.2%	162	2.0倍	86	53.1%	
	一 般 事 務	5	17	3.4倍	13	76.5%	10	1.3倍	6	60.0%	3	4.3倍	3	100.0%	
	学 校 事 務	12	39	3.3倍	38	97.4%	24	1.6倍	20	83.3%	13	2.9倍	8	61.5%	
	警 察 事 務	2	17	8.5倍	15	88.2%	7	2.1倍	7	100.0%	3	5.0倍	2	66.7%	
初 級	農 業	若	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	0	0.0%	(第一次) 11月2日 (第二次) 12月5日
	林 業	若	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	総 合 土 木	3	5	1.7倍	4	80.0%	4	1.0倍	4	100.0%	2	2.0倍	0	0.0%	
	初 級 小 計	26	80	3.1倍	72	90.0%	47	1.5倍	39	83.0%	22	3.3倍	13	59.1%	
	一 般 事 務 (障 害 者)	5	14	2.8倍	8	57.1%	7	1.1倍	7	100.0%	1	8.0倍	1	100.0%	
	警 察 事 務 (障 害 者)	若	3	1.5倍	2	66.7%	2	1.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	0	0.0%	(第一次) 10月1～20日 (第二次) 11月16、28日、 12月1～4日
	初 級 (障 害 者) 小 計	7	17	8.5倍	10	58.8%	9	1.1倍	9	100.0%	2	5.0倍	1	50.0%	
	計	33	97	2.9倍	82	84.5%	56	1.5倍	48	85.7%	24	3.4倍	14	58.3%	
	行 政	15	169	84.5倍	162	95.9%	50	3.2倍	43	86.0%	21	7.7倍	6	28.6%	
	学 校 事 務	若	50	25.0倍	48	96.0%	22	2.2倍	20	90.9%	4	12.0倍	4	100.0%	
職 務 経 験 者	警 察 事 務	若	21	10.5倍	21	100.0%	6	3.5倍	6	100.0%	5	4.2倍	4	80.0%	(第一次) 5月11日 (第二次) 11月16、28日、 12月1～4日
	デ ジ タ ル	5	13	6.5倍	11	84.6%	11	1.0倍	9	81.8%	3	3.7倍	1	33.3%	
	農 業	若	8	4.0倍	8	100.0%	8	1.0倍	7	87.5%	4	2.0倍	0	0.0%	
	林 業	若	1	0.5倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	0	—	—	—	
	電 気	若	1	0.5倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	0	—	—	—	
	職務経験者(社会人経験枠)小計	30	263	8.8倍	252	95.8%	99	2.5倍	87	87.9%	37	6.8倍	15	40.5%	(第一次) 9月21日 (第二次) 10月22日、 11月10～12日
	総 合 土 木	3	1	0.5倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	0	0.0%	
	建 築	若	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	1	50.0%	1	2.0倍	0	0.0%	
	職務経験者(UJターン枠)小計	5	3	0.6倍	3	100.0%	3	1.0倍	2	66.7%	2	1.5倍	0	0.0%	
	計	35	266	7.6倍	255	95.9%	102	2.5倍	89	87.3%	39	6.5倍	15	38.5%	
警 官	職 員 総 計	226	787	3.5倍	662	84.1%	427	1.6倍	377	88.3%	225	2.9倍	115	51.1%	(第一次) 6月11、26、27、30日
	男性警察官A(第1回)	62	83	1.3倍	58	69.9%	55	1.1倍	50	90.9%	42	1.4倍	—	—	
	女性警察官A(第1回)	14	25	1.8倍	18	72.0%	17	1.1倍	15	88.2%	15	1.2倍	—	—	
	警察官A〔武道(剣道)〕	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	警察官A〔武道(柔道)〕	1	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	0	0.0%	
	警察官A(情報技術)	1	2	2.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	1	100.0%	1	2.0倍	0	0.0%	(第一次) 9月21日 (第二次) 10月22日、 11月10～12日
	第 1 回 警 察 官 小 計	79	111	1.4倍	79	71.2%	74	1.1倍	67	90.5%	59	1.3倍	—	—	
	男性警察官A(第2回)	3	41	13.7倍	21	51.2%	18	1.2倍	12	66.7%	7	3.0倍	—	—	
	女性警察官A(第2回)	2	9	4.5倍	6	66.7%	6	1.0倍	5	83.3%	2	3.0倍	—	—	
	男 性 警 察 官 B	32	74	2.3倍	59	79.7%	50	1.2倍	43	86.0%	34	1.7倍	—	—	
	女 性 警 察 官 B	8	27	3.4倍	22	81.5%	21	1.0倍	18	85.7%	7	3.1倍	—	—	
	第 2 回 警 察 官 小 計	45	151	3.4倍	108	71.5%	95	1.1倍	78	82.1%	50	2.2倍	—	—	
	計	124	262	2.1倍	187	71.4%	169	1.1倍	145	85.8%	109	1.7倍	—	—	

※「若」は若干名を指し2名として計算

② 受験資格（令和7年度実施分）

<上級（先行実施枠を含む）>

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（学歴の要件はありません。）

イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で次のいずれかに該当する者

※いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業（見込み）者の特例

(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和8年3月までに卒業見込みの者

(イ) 富山県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 次の試験区分については、次の要件が必要です。

試験区分	要 件
心理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を、卒業若しくは修了した者又は令和8年3月までに卒業若しくは修了見込みの者
社会福祉	社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和8年3月までに同資格を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士免許を有する者又は令和8年実施の国家試験に合格し、当該免許を取得する見込みの者

<初級>

試験区分		受 験 資 格
初 級	一般事務 学校事務 警察事務 農業 林業 総合土木	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者
	一般事務 (障害者対象) 警察事務 (障害者対象)	次の要件を全て満たす者 ア 平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。） イ 次のいずれかの交付を受けている者（受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。） (ア) a 身体障害者手帳 b 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による「障害者の雇用の促進等に関する法律」別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） (イ) a 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳等 b 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳 ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

<職務経験者（社会人経験枠）>

次の全てに該当する者

ア 警察事務以外：昭和50年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日現在で50歳以下の者）

警察事務：昭和55年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日現在で45歳以下の者）

イ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する者（令和7年3月31日現在）

試験区分	職 務 経 験
行政 学校事務 警察事務	民間企業や公的機関等における職務経験が5年以上ある者
デジタル	民間企業や公的機関等のIT部門における職務経験が3年以上ある者

農業	民間企業や公的機関等における農産物の生産・加工・流通、農業者への指導支援、農業関係の試験研究等の職務経験が 3 年以上ある者
林業	民間企業や公的機関等における治山・地すべり・林道関係の調査、設計、施工管理又は森林経営管理等の職務経験が 3 年以上ある者
電気	民間企業や公的機関等における電気設備関係の設計、施工管理、保守管理等の職務経験が 3 年以上ある者

注：民間企業や公的機関等における職務経験には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、週 30 時間以上で 6 か月以上継続して就業した期間が該当する。

< 職務経験者（U I J ターン） >

次の全てに該当する者

ア 昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた者（令和 8 年 4 月 1 日現在で 50 歳以下の者）

イ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する者（令和 7 年 3 月 31 日現在）

試験区分	職 務 経 験
行政	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における職務経験が 5 年以上ある者
デジタル	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等の I T 部門における職務経験が 5 年以上ある者
農業	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における農産物の生産・加工・流通、農業者への指導支援、農業関係の試験研究等の職務経験が 3 年以上ある者
林業	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における治山・地すべり・林道関係の調査、設計、施工管理又は森林経営管理等の職務経験が 3 年以上ある者
総合土木	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における土木関係の設計、施工管理の職務経験が 3 年以上ある者
建築	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等に置ける建築関係の設計、施工管理、審査等の職務経験が 3 年以上ある者
電気	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における電気設備関係の設計、施工管理、保守管理等の職務経験が 3 年以上ある者

注：民間企業や公的機関等における職務経験には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、週 30 時間以上で 6 か月以上継続して就業した期間が該当する。

ウ 令和 7 年 3 月 31 日現在で富山県外に在住の者

< 警察官 >

試験区分	受 験 資 格
男性警察官 A	平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者
女性警察官 A	平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者
警察官 A（武道） 警察官 A（情報技術）	平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者
男性警察官 B	平成 2 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた男性 ただし、男性警察官 A の学歴要件に該当しない者
女性警察官 B	平成 2 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた女性 ただし、女性警察官 A の学歴要件に該当しない者

令和7年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次 試験日	第一次試験 合格発表	最終合格 発表日
上 級 (先行実施枠)	7.2.26	7.2.28～7.3.21	7.4.13	7.4.22	7.6.3
上 級	7.3.10	7.4.21～7.5.22	7.6.15	7.6.24	7.8.15
初 級	7.3.10	7.7.18～7.8.7	7.9.28	7.10.9	7.11.5
初 級 (障害者対象)	7.3.10	7.7.18～7.8.7	7.11.2	7.11.21	7.12.16
職務経験者	7.3.10	7.8.1～7.9.10	7.10.1～7.10.20	7.11.5	7.12.16
男性警察官A (第1回)	7.2.26	7.3.7～7.4.7	7.5.11	7.6.3	7.7.8
男性警察官A (第2回)	7.2.26	7.7.18～7.8.7	7.9.21	7.10.9	7.11.21
女性警察官A (第1回)	7.2.26	7.3.7～7.4.7	7.5.11	7.6.3	7.7.8
女性警察官A (第2回)	7.2.26	7.7.18～7.8.7	7.9.21	7.10.9	7.11.21
警察官A (武道)	7.2.26	7.3.7～7.4.7	7.5.11	7.6.3	7.7.8
警察官A (情報技術)	7.2.26	7.3.7～7.4.7	7.5.11	7.6.3	7.7.8
男性警察官B	7.2.26	7.7.18～7.8.7	7.9.21	7.10.9	7.11.21
女性警察官B	7.2.26	7.7.18～7.8.7	7.9.21	7.10.9	7.11.21
上 級 (特別募集)	7.9.17	7.9.17～7.10.6	7.10.19	7.11.5	7.12.16

※インターネットから電子申請で申し込む場合の受付期間

(2) 選考の状況

① 採用選考の実施結果（令和7年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・ 職層	部 局	知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
					事務局	県立学校	市町村立 学 校		
一般職員 事務系	部長	1							1
	次長				1				1
	室長	1			2				3
	課長	1		1	11				13
	課長補佐	1			6				7
	係長								
	係員								
	小計	4		1	20				25
一般職員 技術系	部長								
	次長								
	室長								
	課長								
	課長補佐								
	係長								
	係員			2					2
	小計			2					2
警察官	警視			3					3
	警部			14					14
	警部補			6					6
	巡査部長			3					3
	巡査長			1					1
	巡査			2					2
	小計			29					29
計		4		32	20				56

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含まない。

② 昇任選考の実施結果（令和7年度人事委員会実施分）

職員 区分	部局 昇任後の職層等		知事 部局	企業局	警察 本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
						事務局	県立学校	市町村立 学校		
一般 職員	事務	部長	5							5
		次長	6	1		1				8
		室長	10			1			1	15
		課長	23		1	2	1		1	28
		課長補佐	26		3	6	3	3		41
		係長	57	1	9	6	12		1	86
		(小計)	127	2	13	19	16	3	3	183
	技術	部長	3							3
		次長	6							6
		室長	13							13
		課長	41	2						43
		課長補佐	56	2						58
		係長	109	3						112
		(小計)	228	7						235
	合計		355	9	13	19	16	3	3	418
警察 官	警視	部長			5					5
		参事官			7					7
		課長			10					10
		(小計)			22					22
	警部	次席			19					19
		統括実務指導官								
		(小計)			19					19
	警部補	主任実務指導官			13					13
		係長統括			8					8
		(小計)			21					21
	巡查部長	実務指導官			33					33
	巡查長				60					60
	合計				155					155

12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和7年10月10日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 公民給与の比較方法の見直し

行政課題が複雑化・高度化する中で、行政が迅速かつ的確に対応していくためには優秀な人材の確保が不可欠であることから、人事院の見直し内容を踏まえ、本県においても比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に見直した。

(2) 本年の給与の改定

① 改定すべき事項

ア 月例給（令和7年4月実施）

＜公民給与の比較＞

県職員の給与が民間給与を1人当たり平均3.13%（11,626円）下回っている。

＜月例給の改定＞

+3.13%（11,252円）

（行政職平均給与月額 370,962円（平均年齢41.7歳））

・給料

人事院勧告による俸給表に準じて給料表を改定（若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げ）

・初任給調整手当

人事院勧告に準じて支給額を引上げ

・特地勤務手当等

人事院勧告に準じて特地勤務手当と地域手当との減額調整の廃止等

イ 特別給（令和7年12月期ボーナス：令和7年12月期実施、令和8年6月期ボーナス：令和8年4月実施）

・民間の支給割合 4.66月（県職員の年間支給月数 4.60月）

・支給月数の引上げ 年間月数 4.60月分→ 4.65月分

（期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分）

ウ その他の手当

・県外の地域に係る地域手当（令和8年4月実施）

人事院の報告に準じて支給割合を見直し

・月の途中に採用された職員等の通勤手当（令和8年10月実施）

採用等の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

・宿日直手当（令和7年4月実施）

人事院勧告に準じて支給額を引上げ

② 検討すべき事項

ア 県内の地域に係る地域手当

- ・ 国においては、異動の円滑化等のため、昨年、地域手当の都道府県単位への広域化を実施した。
- ・ 本県においては、市町村を越えた人事異動が頻繁に行われているが、転居による生活基盤等の変化がないにも関わらず、職務内容が類似する職員間で地域手当の支給割合が勤務地によって異なる実態があり、職務に精励している職員の士気の向上にも資する制度とする必要がある。
- ・ これを踏まえ、本県においては、県内を一つの地域として捉え、県内全域を支給地域とし、一律の支給割合とすることが適当である。
- ・ 一律の支給割合とする際は、県民の理解と納得が得られる必要があることから、国の基準に則った場合の支給総額を考慮の上、設定することが適当。なお、経過措置を講ずることとして、まずは令和8年度において、国の基準に則ると富山市の支給割合が3%から4%に引き上がる増額分を、富山市を除く県内市町村に在勤する職員に配分することが望ましい。

イ 自動車等使用者に対する通勤手当

- ・ 国の改定の考え方や民間の実態、他県の水準に加え本県の実情を勘案して改定を検討することが適当である。

ウ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

- ・ 国の動向等を注視しつつ、検討を進めていく必要がある。

(3) 教員給与の見直し

- ・ 公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、給特法等一部改正法が本年6月に公布された。
- ・ 令和7年度において、教職調整額や校長、副校長、教頭の基礎給料月額、義務教育等教員特別手当等に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しが行われている。
- ・ 教員の給与は国民の教育機会の均等と水準の維持に大きく関わるものであることから、教育委員会においては、今般の給特法等一部改正法の趣旨等を踏まえた上で、他の都道府県の対応等も考慮し、適切に対処する必要がある。

(4) 人材の確保・育成

① 有為で多様な人材の確保

ア 採用試験制度の見直し

- ・ 採用活動の早期化・多様化が進むなか、今後の県政を担う優秀な人材の確保に向けた採用試験制度を大幅に見直し、幅広い人材が受験しやすい環境整備に努めているところである。

- ・ 戦略的な人材確保・育成に組織の枠を越えて取り組むプロジェクトチームを設置し、採用試験制度の在り方や採用広報活動の強化策について検討を進めているところである。
- ・ 労働市場や人材確保を取り巻く環境は急速に変化しており、引き続き採用制度全体の在り方を見直していくことが必要である。

イ 人材確保に資する取組

- ・ カスタマージャーニー※の視点を取り入れた情報発信や、SNSや動画の活用など受験者層に応じた適切な情報を提供していく。
※ 顧客が製品やサービスを知り、検討し、購入し、利用するまでの一連の体験について、顧客の行動や思考、感情を時間軸とともに捉え、旅に例えてプロセスを可視化したもの。
- ・ 県庁の仕事ややりがいについて県職員に直接相談できるナビゲーター制度の導入等、県職員を志望する学生・受験者が参加・利用しやすい機会の創出に取り組んでいく。
- ・ インターンシップの重要性が増すなか、オープン・カンパニーの開催など、インターンシップ実施内容のさらなる充実が求められる。
- ・ 受験者が多様な魅力ある職種を選択できるよう、関係部局が一体となった大学訪問等の採用活動の実施が求められる。

② 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 女性の採用割合が増加傾向にある一方、特に技術職においてモデルとなる女性の管理職が少ない状況にある。
- ・ アンコンシャス・バイアスの解消や、女性のキャリアパス・ロールモデルを話し合う場の設置などに取り組む必要がある。

③ 複雑・多様化する時代を乗り切る職員の育成

- ・ 若手職員を中心に自身のキャリア形成への関心が高まっているなか、職員のやりがいやエンゲージメントの向上、キャリア形成を重視する学生の確保に資する職種別キャリアマップの早期の作成・運用が期待される。
- ・ 時代に対応した人材が育成されるよう、研修内容の充実・強化を図り、特にDXの推進に向け、より質の高い行政サービスへと変革することができるよう、継続的・体系的に職員の育成を行うことが重要である。

④ 人事評価制度の着実な推進

- ・ 試行的に実施している上司と部下が1対1で行う「1 on 1 面談」の活用を通じて今後のキャリア形成に資する助言・指導を行うことが大切である。
- ・ 公務組織を支える有為で多様な人材の確保や職員のモチベーション維持につながる職務・職責に見合った給与処遇や人事評価制度の適切な運用が必要である。
- ・ 職員の職場定着、離職防止にも資する、職務の難易度や責任の重さ、個人の能力、実績、勤務実態等がより適切に反映される人事・給与制度とすることが必要である。
- ・ 人事評価制度等について、公正性・透明性・納得性を確保した上で、常に課題

がないか検証しながら、着実な推進に取り組む必要がある。

(5) 勤務環境の整備

① 長時間勤務の改善等

- ・ 服務監督権者、管理監督者による勤務時間の適正な把握が必要不可欠である。
- ・ 管理監督者、職員ともに、「ワーク・イン・ライフ」への意識改革とその実践が重要である。
- ・ デジタルツールを活用した効果的・効率的な業務改革を徹底する必要がある。
- ・ 時間外勤務の上限時間の医学的根拠を認識し、要因を分析した上で、業務の効率化・平準化を推進する必要がある。
- ・ 長時間勤務の改善は組織運営の課題であり、組織として継続的に業務改革を行い、好事例を横展開していくことが重要である。
- ・ 業務改革によっても長時間勤務が恒常化している職場には、必要な人員を機動的に確保することを求める。

② 教員を取り巻く環境整備

- ・ 給特法等一部改正法に基づく教員の働き方の「見える化」により、働き方改革の実効性を向上させることが重要である。
- ・ 教員の働き方改革が子供たちへのより良い教育につながることを、関係者が共有して取組を推進することが必要である。
- ・ 任命権者、服務監督権者、管理監督者、労働基準監督機関がそれぞれの権限と責任に応じ、連携して取り組む必要がある。
- ・ 各学校においても、必要性や効果を踏まえ、実態に応じた業務見直しを継続的に実施することが必要である。

③ 柔軟で多様な働き方の実現・加速化

- ・ 職員のやりがいや豊かな発想に加え、公務職場の魅力向上にも資する環境づくりを推進することが重要である。
- ・ 人材確保の観点からも、可能な範囲内でテレワーク、フレックスタイムの各制度の導入を検討する必要がある。
- ・ DX・働き方改革の推進に向けては、ハード面とソフト面の環境整備に継続的に取り組む必要がある。

④ 仕事と生活の両立支援の推進

- ・ 男性職員の育児休業は取得率のみならず取得の仕方も希望が叶うよう支援することが求められる。
- ・ 職員が離職することなく仕事と生活を両立できる支援制度と、それを利用しやすい勤務環境の整備が必要である。

(6) 心身の健康づくりの充実等

① メンタルヘルス対策等

- ・ 職員のウェルビーイングを実現するには、組織としての健康管理施策の推進が極めて重要である。

-
- ・ メンタルヘルス不調の予防、早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。
 - ・ 管理監督者は「勤務間インターバル」の趣旨を理解し、職員の心身両面の健康が保持されるよう十分配慮することが必要である。
- ② ゼロ・ハラスメントに向けた取組
- ・ 多様化するハラスメントの防止は重要な課題である。職員が関心と理解を継続して深めるとともに防止対策の推進が必要である。
 - ・ 事案の解決に向けた相談体制の充実にも取り組む必要がある。
-

13 勤務条件に関する措置要求の状況

令和7年度において、勤務条件に関する措置要求の状況は、次の表のとおりです。

なお、前年度から繰り越した事案はありません。

R7.3.31 現在 未処理件数	R7.4.1～ R8.3.31 の 措置要求件数	R7.4.1～ R8.3.31 の 処理件数	左の内訳		R8.3.31 現在 未処理件数
			R7.3.31 現在 未処理件数に 係る処理件数	R7.4.1～ R8.3.31 の 措置要求に 係る処理件数	
1	1	1	1	0	1

※措置要求事案（1件）については、令和7年5月に審査打切として処理済み。

14 不利益処分に関する審査請求の状況

令和7年度において、不利益処分に関する審査請求の状況は、次の表のとおりです。

区 分		R7.3.31 現在 未処理件数	R7.4.1～ R8.3.31 の 審査請求件数	R7.4.1～ R8.3.31 の 処理件数	左の内訳		R8.3.31 現在 未処理件数
					R7.3.31 現在 未処理件数に 係る処理件数	R7.4.1～ R8.3.31 の 審査請求に 係る処理件数	
分 限 処 分	降給	—	—	—	—	—	—
	降任	—	—	—	—	—	—
	休職	—	—	—	—	—	—
	免職	—	1	—	—	—	1
懲 戒 処 分	戒告	—	—	—	—	—	—
	減給	—	—	—	—	—	—
	停職	—	—	—	—	—	—
	免職	—	—	—	—	—	—
その他		1	1	2	1	1	0
計		1	2	2	1	1	1